

施行 平成 29 年 12 月 15 日
施行 平成 29 年 11 月 1 日
改正 令和 6 年 5 月 1 日
改正 令和 6 年 9 月 1 日
改正 令和 6 年 12 月 20 日

一般社団法人日本地球化学会
会員及び会費規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の会員及び会費に関する事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 入会希望者は、氏名・所属・その他の必要事項を明記し、当該年度の会費を添えて本会事務局に申し込むものとする。

2 当会の年度は、8月1日から翌年7月末日までである。

3 入会希望者は、入会年度について、前年度（当該年度の7月末日まで）または新年度（当該年度8月から翌年7月末日まで）のいずれかを選ぶことができる。

4 前年度（当該年度の7月末日まで）に、新年度（8月から）での入会申し込みを行い、会費を納付した者は、本会の年度が始まる8月までは仮会員とする。

5 定款第10条(3)に定める会費の支払義務を3年以上履行せず会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、未支払い分を支払った後に入会を認める。

(学生会員)

第3条 定款第5条第1項に定める正会員のうち、学籍を有するものは学生会員となることができる。

2 学生会員になろうとする者は、会費を納入する際に、毎年在学を証明する書類を本会事務局に提出しなくてはならない。

3 学生会員は学籍を失った場合、その時点から原則1ヶ月以内に会員資格変更または退会の手続きを行うこと。

(シニア会員)

第4条 定款第5条第1項に定める正会員のうち、毎年7月末日の時点で満60歳以上であり、かつ常勤の職を退職した者は、シニア会員となることができる。

2 シニア会員になろうとする者は、本会事務局に申告なくてはならない。

(終身会員)

第5条 定款第5条第1項に定める正会員のうち、毎年7月末日の時点で本会および日本地球化

学会の正会員となってから20年が経過し、かつ満60歳以上の者は、終身会員となることができる。

- 2 終身会員になろうとする者は、本会事務局に申告し、85,000円を納入しなければならない。

(会費)

第6条 会費は、毎年7月末日までに、当該年度の会費を納入することとする。

- 2 会費の年額は以下の通りとする。

- (1) 学生会員、シニア会員、終身会員以外の正会員：10,000円

- (2) 学生会員：5,000円

- (3) シニア会員：5,000円

- 3 学生会員については、入会してから2年分の会費を入会時に一括で納入しようとする場合には、2年分の会費を7,000円とする（学生2年パック）。

- 4 学生会員については、入会してから3年分の会費を入会時に一括で納入しようとする場合には、3年分の会費を10,000円とする（学生3年パック）。

- 5 終身会員および名誉会員は、会費の納入を免除する。

- 6 賛助会員については賛助会員に関する細則で別に定める。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。